長寿医療制度(後期高齢者医療制度)では、これまでの老人保健制度と同様の給付が受けられます。

受けられる主な給付

- 病気やけがの治療を受けたとき。
- コルセットなどの補装具を作ったとき。
- 訪問看護サービスを受けたとき。
- ・高額療養費→1か月の医療費の自己負担額が限度額を超えたときは、超えた額を支給します。

住民税非課税世帯の方は、入院の際に自己負担限度額と標準負担額(食事代)が減額される制度があります。 「限度額適用·標準負担額減額認定証」が必要となりますので、住民ほけん課へ申請してください。

給付が受けられないとき

給付を受けられない場合や、制限される場合があります。

- 保険診療以外の費用。(入院時の差額ベッド代・人間ドック・健康診断等)
- ・被保険者が、自己の故意の犯罪が原因で病気やけがをしたとき。
- 被保険者が、けんか、泥酔などが原因で病気やけがをしたとき。
- ・被保険者が、監獄等に拘禁されたとき。

葬祭費について

被保険者が亡くなられ、葬儀が行われたとき、葬祭を行った方に5万円を支給します。 住民ほけん課へ申請をお願いします。

第三者行為の届出について

被保険者が、交通事故等他人からの不法行為(第三者行為)でけがをし、治療を受ける場合、原則として、 加害者が医療費を負担すべきものですが、届出により長寿医療制度で治療を受けることができます。

住民の皆様へ

町職員による国庫補助金不正受給事件について

このたびの国庫補助金不正受給事件では、町民の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけし、誠に 申し訳ございませんでした。

この事件は、農林水産省所管の平成19年度担い手アクションサポート事業補助金について、町職 員が架空の農業団体名義を使用して補助金交付申請書等を偽造し、農林水産省関東農政局に申請し、 国庫補助金を不正に交付せしめたというもので、法を守るべき公務員として大変許しがたい行為で あると認識しております。

町は事件の早期解明を図るため特別調査委員会を設置し、調査を実施してきました。

町議会に対して、調査に関する中間報告を8月6日に、最終報告を9月18日に行ないました。要旨 は次の通りです。

- ・補助金交付を受けた団体は設立されておらず、町職員が、設立されているかのように書類をねつ 造していました。
- ・町職員が「事業実施計画承認申請書」「補助金交付申請書」を偽造し、関東農政局へ提出し、補助 金474万6千円の交付を受けました。
- ・交付された補助金は、主に農作物の苗や農業用資材などの購入に充てられましたが、購入物品は、 担当職員が選定した町内の農業者の方に配布されていました。
- ・出張旅費の支出に不正がありました。

このような不正行為を事前に防げず、役場の信用を大きく失墜させましたことに町長としての責 任を痛感いたしております。

今後、担当職員を含む関係職員に対し厳正な処分を行い、このようなことを二度と起こさぬよう、 再発防止策を策定するとともに全職員を挙げて公務員倫理の確保に向けて全力で取り組み、町民の 皆様及び関係機関の信頼回復に努めてまいります。

> 町長 會田 重 雄